**※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項**

**（熟読をお願いします。）**

・　入札書を提出される方は、以下に掲げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を財団に提出して頂く必要があります。

①　**入札保証金を納める。**（金額は入札しようとする金額の**税込み金額**の５％以上）この場合、小切手等とともに「保証金等納付書」に記入・押印して頂きます。

②　**入札保証保険に入ってその証書を提出する。**（金額は入札しようとする金額の**税込金額**の５％以上）

　　保証期間は入札日から２週間程度の期間でお願いします。

③　**履行証明を提出する。**

　　これは、「過去２年間の間に、福岡県若しくは、福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。

　　これは、他の支店・営業所の履行した契約の証明書でも問題ありません。

　　なお、同種・同規模とは、年間使用電力が本入札の見込電力使用量の２割以上である、同種の契約の履行実績を２件分ということになります。具体の数値は、入札説明書に記載してあります。

　　また、契約書の写しでは不可となりますのでご注意ください。（契約書では履行が完了したことを確認できないため。）

④　落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、金額等が変わります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 入札保証金 | 契約保証金 |
| ①　保証金納付 | ５％ | １０％ |
| ②　保証保険 | ５％ | １０％ |
| ③　履行証明  （対　見込電力使用量） | ２０％ | ２０％ |

また、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。